

【コメント】

Anthony POLLARD 教授の報告をめぐって

井内 太郎

広島大学

はじめに

本稿ではポラード教授のご報告を受けて、このセッションのテーマである「封建制度と官僚制度」にひきつけつつ、三つの観点からコメントを試みることにしたい。

1. 「フューダリズム」と「バスタード・フューダリズム」

バスタード・フューダリズムという言葉自体は、早くも1885年にC.プランマーにより用いられている。彼は『フォーテスキューのイングランド統治について』を編纂した際に、バスタード・フューダリズムをエドワード三世時代における軍役制度の変化（傭兵制）を契機に生じた政治的腐敗・墮落として捉えた。つまり彼はバスタード・フューダリズムを社会の悪疾現象の一つと見なすのであり、それはイングランド中世末期を単なる政治的混乱や無秩序の時代と見なす従来説の根拠の一つともなったのである。しかしながら、1945年にK.B.マクファーレンはバスタード・フューダリズムの概念に新たな生命を吹き込みながら、それをもっぱら封建社会の悪疾現象として捉える従来説を厳しく批判した。バスタード・フューダリズムを巡る議論は、ここから本格化していったといってもよい。

まず彼の考えるバスタード・フューダリズム概念について簡単に整理しておこう。彼はそれを、従来のように主君と家士（vassal）との間の土地を媒介にした封建的關係から、主人と従者との間の個人的契約關係にとって変わること、特に土地ではなく金銭關係を媒介とし、主君への忠誠をとまわらないような人的結合關係が発達した社会として捉える。一見して封建的關係に見えるものの、これは金銭を媒介とする契約關係であり、従来「封建制」とは本質的な性格が違う、新しい「封建制」という意味で彼は「バスタード」という形容詞を用いるわけである。彼によれば、バスタード・フューダリズムは14～15世紀に独特の社会關係でもあった。このようにバスタード・フューダリズムは、金銭契約關係であるわけだから、両者が合意したことを示す契約書が作成されることになり、これがインデンチュア（indenture）と呼ばれる文書である。このインデンチュア契約に基づいて従者は戦時においては君主の軍勢の中核として働き、また平時においては彼の家政において奉仕することになる。一方、君主の側は、従者のそのような働きに対して契約に基づく一定金額の賃金（fee）を支払い、また両者の結合のシンボルとしてお仕着せ（livery）を支給したのである。またバスタード・フューダリズムの進展過程で、affinity（類縁集団）と呼ばれる新たな集団が生まれてきたこともこの時代の社会に独特の現象であった。すなわち、地方の有力な貴族たちは次第に彼らの周りに有力なジェントリたちを集め、保護やパトロネイジの行使を通じて結束を強化し、地域社会における勢力

拡大を図っていったのである。もちろんそうしたアフィニティの中核をなすのは、君主とインデンチュア契約を結んだ従者たちであった。

このようにマクファーレンはバスタード・フューダリズムを「封建制度」から独立したものとして、その相違点を強調するわけだが、その後の議論の中で、むしろそれを「封建制」の一種として連続的に捉える考え方も現れてきた。両者の論争については、すでにいくつかの研究動向において紹介されているので、ここではいくつかの論点を紹介することにどめたい。マクファーレン説の特徴の一つは、金銭に基づくインデンチュア契約の成立・発展の過程を重視する点にある。彼はその起源を1277年にエドワード1世がウエールズへ遠征する際に、王と貴族の間で軍隊招集のために結ばれた契約関係に求めた。しかしながら、近年の研究においては、国王が軍事的必要から家臣に対して金銭を支払う軍事契約は、すでに12世紀初頭のヘンリ1世時代に貨幣知行 (fief-rentes) という形式で広く行われていたと指摘されている。となると、いわゆる土地を媒介とする人的結合関係からなる封建社会においても、金銭契約関係が広く結ばれていたことになる。もとより、貨幣知行の場合、臣従礼と忠誠の誓いをともなっていたという点において、インデンチュア・システムとの間に決定的な違いがある点は留保されねばならないが、少なくともマクファーレンのように、インデンチュア・システムの起源からバスタード・フューダリズムの起源を探り、バスタード・フューダリズムの独自性を見いだすことは困難となっているのである。また近年の地方史研究の成果によれば、アフィニティに関しても14～15世紀以前からすでにそれに類する人的結合関係は存在していたとも言われている。

近年のバスタード・フューダリズム研究は、地域史研究の進展を受けて新たな歴史的意義を、そこに見出そうとしているように思われる。すなわち、かつてのように、それを単なる軍事制度として捉えるのではなく、より広い政治・社会構造の一部として位置づけること、第二に国王と貴族の間のもよりも、むしろ諸侯が地域内のナイト、ジェントリたちと結んだ契約とその実態を明らかにしながら、地域社会におけるアフィニティの構造を明らかにすることなどである。こうした地域史研究が積み重ねられるにつれて明らかになったことは、バスタード・フューダリズムの浸透度あるいは封建制度の残存度には、地域的な格差が認められ、早くから両者は併存していたということである。また一般にイングランドの南部地域に比較すると北部地域では、依然として封建制が根強く残っており重要な役割を果たしていたことも明らかになりつつある。

ポラード教授の報告も、こうした研究史を踏まえてイングランド北東部、特に15世紀にヨークシャの北西部に位置したRichmondshireを一つのケース・スタディとしながらバスタード・フューダリズムを再検討したところに、研究上の意義が認められる。この地域では数世代に渡って領主と保有農民 (tenant) との間に封建的關係が根強く残っており、それがこの地域のまとまりや結束力の強さの源となっていた。しかしながら、一方でMiddlehamの領主による西部辺境域の警備 (the warden of the west march) は、インデンチュア・システムに基づいて行われていた点が注目に値する。Richmondshireにおいては、このように封建的構造の中にバスタード・フューダリズム的形態が組み込まれていったわけだが、それがこの地域の一体性を突き崩し政治的・社会的に不安定な状況を生み出すことはなかったというポラード教授の指摘

は重要である。ただし、セッションにおける議論においてポラード教授自身が認められたように、これはあくまでも一事例研究であり、イングランド全体の典型的な事例ではないし、それどころか、もしかすると北部の典型的な事例でなかった可能性さえ残っている。したがって、一方でこうした事例研究が積み重ねられながら、他方でバスタード・フューダリズムあるいは中世末期の後期封建制の概念整理が行われる必要があるであろう。

2. 中世末期のバスタード・フューダリズムの捉え方

バスタード・フューダリズムの研究の進展は、そのまま同制度の定義を曖昧なものにしつつある。少なくとも、この概念を用いて固有の歴史的段階を示す社会構造を指すものとして用いることは、不可能といってよい。むしろこの概念は「封建制の解体に並行して生じる国王統治の拡大・定着期に出現した種々の現象に冠される形容詞句として用いられるのが一般的である」という指摘もある。しかしながら、それをどう表現するにせよ、中世末期に金銭契約に基づく独特の人間関係が広がったことも事実なのである。近年の研究では、このような人間関係をより大きな政治・社会構造から捉え直そうとする試みも始まっている。すなわち、中世末期に特徴的な人間関係をバスタード・フューダリズムにおいて指摘されたインデンチュアと呼ばれる特定の書式の文書の交換などに限定されない、もっと幅広い人間関係として検討しようとするものである。この時代に特徴的な人間関係は、主従関係のみならず同輩関係、エリート層のみならず民衆層の中であるいは相互の「援助 (maintenance) の約束とその連鎖を中心とする人間関係」が非常に重要な意味をおびていったという見方である。詳しい言及は近年のいくつかの研究動向に委ねるが、そのような援助関係の中には、インデンチュア・システムのような金銭契約のみならず、宗教的兄弟団による相互扶助や、もっと過激なものとして暴力ないしは騒擾 riot、訴訟幫助 maintenance など様々な人間関係が含まれている。つまり、近年の研究の中には、中世末期の様々な人間関係の連鎖の中にバスタード・フューダリズムの問題を位置づけながら、それらの成立の要因や背景について分析するという新たな視点に基づく研究が現れてきつつある。このようにバスタード・フューダリズムを、いわば一種の社会現象の一つと捉えた場合、「封建制」のような社会構造原理とバスタード・フューダリズムを同列に比較したり、あるいはどちらの要素が強いかを論じることは難しいのではないかと、いったより大きな問題に対しても答えていく必要性が生じてくるであろう。

3. 中世末期から近世にかけての「封建制」の変遷過程について

筆者は16世紀のテューダー王朝時代の行財政制度について研究を進めている。個人的に興味を持っているのは、15～16世紀の間に何らかの歴史的転換点を認めることができるのかという点である。というのも、これまで15世紀史家と近世史家との間の対話が、必ずしも十分に行われているとはいえず、この二世期間を連続的に捉えるといかなる歴史像が構築されるのか、いまだに明確にはなっていないからである。さらに16世紀以降はずっと「封建制」の解体過程として連続的に捉えられるのであろうか。あるいはそれ以降も封建制の何らかの要素が残っていったのであろうか？少なくとも財政政的に見た場合、イギリスでは16世紀に入って

も「封建制」は全く解体したわけではなかった。かつてハーストフィールド教授は、16世紀の財政政策を「Fiscal Feudalism (財政封建制)」という概念でもって、説明を試みた。すなわち、テューダー朝を開いたヘンリ七世は直属授封者 (tenant in chief) の数を増加させたが、それは有力貴族たちが臣下に対して再下封することで勢力を増大させるのを阻止するための方策であった。直属授封者は特定の奉仕義務と付帯条件によって規定されていた。たとえば王室直属の土地保有態様には直封騎士奉仕 (knight service in chief)、親兵役 (grand in chief)、直封鋤奉仕 (socage in chief)、武器工役 (petty serjeanty)、普通騎士奉仕 (common king service)、普通鋤奉仕 (common socage) などがあり、それぞれ特定の奉仕義務と封建的付帯条件とにより規制されていた。たとえば、直封騎士奉仕ならびに親兵役の場合、封建的付帯条件として後見料 (ward)、婚姻料 (marriage)、成年者相続料 (primer seisin)、相続上納金 (relief)、譲渡許可料 (licence to alienate)、これらに加えて直封でない他の一切の土地に関する後見権料および成年者相続料を課されたのである。16世紀に入ると、封建制度の奉仕義務が衰退していったのに対して、この付帯条件の持つ経済的機能が高まり、国王収入の最も重要な部分を形成していくことになる。1530~40年代には、後見裁判所 (the Court of Wards) のように、国王の封建的付帯条件に基づく収入を専門的に扱う財政部局も次々に設置された。かつてエルトン教授は、それを「テューダー行政革命 (Tudor Revolution in Government)」と評し、近代的官僚制度の開始時点と捉えた。しかしながら、近年の研究から、その過程は彼が指摘したように急激かつ革命的な変化というより、それ以前からの漸次的発展 (the evolution) であったと考えられている。とまれ16世紀以降も封建制は変質しながらも生きながらえ、その経済的重要性はむしろ高まったのである。また近世イギリスにおける国家官僚制度の発達も、封建的付帯条件に基づく財政収入の増加、効率的な徴収手続きの確立、会計記録の作成・保存の必要性の増大を契機に生じたものであったのである。「封建制」の最終的な崩壊は、内乱 (Civil War) を経て、1660年に後見裁判所が廃止され、国王が封建的ないし大権的 (prerogative) 収入をすべて喪失してしまう時代を待たねばならない。これ以降、国家財政収入の殆どが議会の承認を必要とする議会的収入 (関税、内国消費税 (Excise)、地租) から構成されることになり、近代的租税国家 (the Tax State) の成立にいたるわけである。このように財政史的に見た場合、革命期の動きは、決定的に重要な意味を持っていたのである。もちろん、こうした見方は財政史的観点に基づく一つの見方に過ぎず、中世末以降のイギリスにおける「封建制」の変遷のすべてを説明するものではない。もしそうだとすれば、中世末期から近世にかけての「封建制」の変遷の過程をいかに説明すればよいのであろうか。修正主義者 (Revisionists) たちは、唯物史観やホイッグ史観と呼ばれる発展段階論的なイギリスの伝統的歴史観を批判しながら、結果的に近世イギリスの歴史を非常にフラットなものとして描いてきた。そうではなくて上述のように中世後期から近世の間に、もっと何らかの歴史的段階や変化を認めるべきなのだろうか。近世イギリス史の今後の課題として考えていきたい。

《参考文献》

- 尾野比左夫『イギリス絶対主義の成立過程』比叡書房、1978年。
- 北野かほる「シュロプシャの「悪党」－訴訟記録にみるバスタード・フェューダリズム－」『法学』63巻
6号2000年。
- 隅田 哲司『イギリス財政史研究－近代租税制度の生成－』ミネルヴァ書房、1971年。
- 梁川 洋子「中世末期イングランドにおけるバスタード・フェューダリズムの流行」『西洋史学』177号、
1995年。
- 拙稿「絶対主義と「行政革命」」(指・岩井編『イギリス史の新潮流－修正主義の近世史－』彩流社2000年
所収)。
- M.J.Braddick, *The nerves of state : Taxation and the financing of the English state, 1558-1714*
(Manchester, 1996) (酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房、2000
年)。
- C.Carpenter, 'The Beauchamp Affinity : A Study of Bastard Feudalism At Work,' *English Historical*
Review, vol.95,(1980) .
- D.Crouch, D.Carpenter, P.Coss, 'DEBATE Bastard Feudalism Revised', *Past & Present*,
vol.131,(1991).
- G.R.Elton, *Tudor Revolution in Government* (Cambridge, 1953).
- J.Hurstfield, 'The revival of feudalism in early Tudor England', *History*, vol.XXXVII, 1952.
- Do, 'The profits of fiscal feudalism, 1541-1602' *Economny History Review*, 2nd ser. vol.VIII, (1955).
- K.B.McFarlane, 'Parliament and Bastard Feudalism', *Transaction of Royal Historical Reserach*,
vol.26,(1944).
- Do, Bastard Feudalism, *Bulletin of Historical Research*, vol.20,(1945).
- C.Plummer, (ed.), *Fortescue on the Governance of England* (Oxford, 1885).